大伴家持の歌について二、三

小野　寛

一　家持への視点

文学研究は文学的事実を明らかにするものである。たとえば万葉歌人大伴家持の文学としての研究は、家持固有の文学の本質を明らかにすることであり、それによって歌人家持の像を確かに描き上げることであり、またそれによって万葉集という巨大な文学的存在の意義を明らかにしてゆくことである。

家持像もまた巨大である。私達はその巨大な家持像の諸側面を、一つ一つの論文で一つ一つ描いてゆこうとしている。私達は巨象を撫でる群盲の一人一人でいいのだと、私は考えている。その脚を撫でて丸太のようなものだと答えるもよし、その鼻をつかんでおろちのようなものだと言うもよし、それぞれが確かな実証に基づく論であるならばそれでよいのだと私は考えている。ただ私達は、己れが巨象を撫でる群盲の一人であることを知っていなければならない。

私達のことばや行為はしばしば行き過ぎることがある。足らざるはまた一歩また一歩進めてゆけばよいが、過ぎたるは手の施しようがない。個人の偏った好みにまかせた好事家的な研究が時にある。世はこぞって情報の時代である。また、ゴシップの時代である。己れひとり興味を持つのは構わない。しかし己れの興味にまかせて、文学とかかわらない情報を押し売りされるのは迷惑というものである。家持研究にもそれがある。

五味智英先生が夙に警告されている。「種々の研究を経て私達の描き出す家持の姿は、真に作家家持を現はし得るであらうか。虚像にすぎないのではなからうか。といふ事を研究者はたまには考へて見るがいい。その謙遜さがあつてはじめて、虚像が可能な限り近く実像に向つて歩み出すであらう」(注1)と。巨象が虚像にならないよう、常に謙虚に己れの手を見つめ、己れのことばをかえりみてみなくてはならない。

かえりみれば私自身も二十編に余る家持に関する論考を重ねて来た。家持の全体像を概観したこともあるし、家持の出生年をこまかに論じたものもあり、家持歌の空白を論じたものもある。二十編余のそれぞれがそれなりに家持への視点を示している。小論は、私がいま家持の文学の一端に取り組んで、まだ答えきれずにいるところを曝露して、それによって家持への視点の一端を示そうとするものである。

二　若き日の家持の歌の中から

天平四年（七三二）春の「坂上家の大嬢に贈る歌」（巻八・一四四八）同五年の「初月歌」（巻六・九九四）以来、天平十八年夏の越中赴任までの十五年間に、大伴家持は一五八首の歌を万葉集に記録している。その十五年間は家持十五歳から二十九歳までで、まさしく青春時代であった。その一五八首は次のように万葉集に収録されている。

巻三　譬喩歌の部　三
同　挽歌の部　一八
巻四（全巻相聞）　六四
巻六（全巻雑歌）　九
巻八　春雑歌の部　二
同　春相聞の部　四
同　夏雑歌の部　一三
同　夏相聞の部　四
同　秋雑歌の部　一六
同　秋相聞の部　一〇
同　冬雑歌の部　一
同　冬相聞の部　一
巻十六（雑歌）　二

雑歌三二
相聞一九

巻十七（雑歌）　一一

雑歌五十四首、相聞八十六首、挽歌十八首である。この一五八首のうち作歌年時が明記されているものは五十三首で、残りの一〇五首については全く記されていない。それぞれ次の通りである。

	年時明記	年時不記	計
雑歌	三〇	二四	五四
相聞	五	八一	八六
挽歌	一八	〇	一八

雑歌のうち年時不明の二十四首はすべて巻八所収の四季の雑歌で、自然詠というべきものである。この作歌年時不明の自然詠がどのような場でどのような時に歌われたものかという問題については、拙いながら一つの考えを「独詠述懐―家持の自然詠―」（「国語と国文学」五三巻五号）に発表した。

相聞八十六首は家持の青春時代の主流をなす作品である。この家持の相聞歌は、年時の明らかなのは巻八秋相聞の部にある五首に過ぎない。天平十一年八月、坂上郎女の竹田庄をたずねた時の郎女に贈った歌一首（一六一九）と、同年九月の坂上郎女の娘坂上大嬢との贈答二首（一六二五、六）と、十二年六月に坂上大嬢に贈った歌二首（一六二七、八）のみで、家持の相聞歌はほとんど年時不明だといっていい。

家持のこの青春時代の相聞歌八十六首はどうしてここにあるのだろうか。その中には人目をはばかるひそかな恋を語る歌もあるだろう。どのようにして歌われ、どのようにして記録され、どのようにしてここに伝えられたのだろうか。私達はそれが知りたい。

その相聞歌八十六首の贈り先の相手は次の通りである。

大伴坂上大嬢	四五
大伴坂上郎女	一
紀女郎	一〇
笠女郎	二

安倍女郎　一
藤原久須麻呂　五
「娘子」　一四
「童女」　一
「尼」　一
「交遊と別るる歌」　三
不記　三

右の最後の「不記」とは、題詞に「大伴宿禰家持歌」としか記さないものである。

相聞の歌は互いに思いを伝え合い、安否を尋ね合う歌であるから、その思う相手、恋い慕う相手、安否を問う相手があるはずである。従ってその相手が、あるいは何らか歌う事情が、題詞か左注に記されるのが普通である。家持の相聞歌にも八十六首中八十三首にはそれが記されている。この三首だけ、作者家持の名しか記されていないのである。

これはいわば宛名のない恋文である。「娘子に贈る歌」も「童女に贈る歌」も相手の名はわからない。相手の名は確かめられないが、贈った歌（実際に贈ったかどうかは今は問わない）であることは明記されている。「宛名のない恋文」は、これらとは違うのである。

家持の「宛名のない恋文」は三通である。

(1)巻三譬喩歌の部に

大伴宿禰家持歌一首

あしひきの石根こごしみ菅の根を引かば難みと標のみそ結ふ（巻三・四一四）

(2)巻四（全巻相聞）に

大伴宿禰家持歌一首

かくばかり恋ひつつあらずは石木にもならましものを物思はずして（巻四・七二二）

(3)巻八冬相聞の部に

大伴宿禰家持歌一首

沫雪の庭に降りしき寒き夜を手枕まかずひとりかも寝む（巻八・一六六三）

巻三の譬喩歌の部は紀皇女の一首から(1)の家持の一首まで短歌二十五首が収録されている。(1)はこの部の末尾にある。また(3)は、巻八の冬相聞の部九首の末尾にある。

いずれも巻末に配されているということは、「宛名のない恋文」に共通する何らかの理由があるのだろうか。巻三譬喩歌の部には家持の歌が他に二首あり、その二首は共に「坂上家之大嬢」に贈る歌で、二首別々に収載されているが、(注2)家持の青春時代の初期の作であり、「大伴宿禰家持歌」は巻末にあってその二首とはまた別の世界の歌であることを主張しているように見える。

作者名のみを記すと題詞の歌は、家持以外はこの部に他にもある。二十五首の配列の中でそれらだけ上へはずして、その題詞を配列通りに並べてみよう。作者名のみを記すものをAとし、作者名のほかに何らかの情報を記すものをBとする。

A

390紀皇女御歌

394余明軍歌

395
396
397笠女郎贈大伴宿禰家持歌
398
399藤原朝臣八束梅歌
400大伴宿禰駿河麻呂梅歌
401大伴坂上郎女宴親族之日吟歌

B

391造筑紫観世音寺別当沙弥満誓歌
392大宰大監大伴宿禰百代梅歌
393満誓沙弥月歌

402 大伴宿禰駿河麻呂即和歌
403 大伴宿禰家持贈同坂上家之大嬢歌
404 娘子報佐伯宿禰赤麻呂贈歌
405 佐伯宿禰赤麻呂更贈歌
406 娘子復報歌
407 大伴宿禰駿河麻呂娉同坂上家之二嬢歌
408 大伴宿禰家持贈同坂上家之大嬢歌
409 大伴宿禰駿河麻呂歌
410
411 大伴坂上郎女橘歌（和歌）
412 市原王歌
413 大網公人主宴吟歌
414 大伴宿禰家持歌

中西進氏が、この必然性のない題詞の相違の理由を、各歌の原資料の相違に基づくものだと考えて、各巻の形成論を展開されたことは周知のことであろう。(注3) 右のAとBとの題詞の相違にはやはり必然性がないと思われる。それにもかかわらずこのように違うということは、原資料の相違と考えざるを得ない。それぞれがどのような資料であったかは、まだ今後の問題であるが。

右のBが数からいってもこの部の主流をなすのであろう。BにAが加えられたと考えてみよう。「紀皇女歌」はこの部で最も古い歌であり、巻頭歌として据えられたものである。(注4) 余明軍は大納言大伴旅人の資人であり、旅人の死に哀切なる挽歌を捧げている。大宰府より旅人が上京して後、その死まで仕えたと思われる。「余明軍歌」を挿入するならば、大宰府関係歌の後、天平五年以後と推察される笠女郎の家持への贈歌の前以外にない。

大伴駿河麻呂はこの巻に多く出ているが、作歌事情もわからない「大伴宿禰駿河麻呂歌」は、駿河麻呂関係歌群の

最後尾に添えるしかないだろう。「市原王歌」を大網公人主の宴歌の前に挿入する理由はわからない。大網公人主は集中この一首のみの作者で、伝未詳、この位置の確認はできない。

「大伴宿禰家持歌」は駿河麻呂歌と同様の扱いをすればいいことになる。しかし家持歌のまとまった場所はないので、最後尾に置いたのであろうか。この家持歌がAの原資料においても、「市原王歌」より後にあったのかも知れない。

巻八冬相聞の部でも「大伴宿禰家持歌」が末尾に置かれているのは、この原資料においても最後尾にあったのであろうか。あるいは、「宛名のない恋文」に対する家持なり、巻三、巻八の編纂者なりの判断であろうか。あるいは、年代順配列においてそれぞれの最後尾に来る必然があるのだろうか。

(2)の巻四における位置は、いわゆる娘子相聞歌群の直後で、坂上大嬢との相聞往来復活の前に位置している。ここで家持の青春時代前期が幕を閉じるのである。家持の恋の放浪期が終るのである。坂上大嬢との相聞往来復活のあとは、家持は傍目もふらず大嬢との結婚へ向って行ったと言えよう。家持の恋は終ったのである。巻四の後半を家持青春歌巻ととらえるならば、(2)の家持歌の位置は巻四の一つの切れ目とも言える。巻四においても「大伴宿禰家持歌」は一つの巻末歌だと言えるのではないか。

巻四の題詞書式について、中西進氏は三類に分類し、それぞれを万葉集に先立つ別資料と認めているが、その一つ、作者名のみを記すもの（A）が、七二二、つまり家持歌(2)で終ることをすでに指摘している。[注5] 中西氏は、これら作者名のみを記す題詞の歌は他の家持歌と別資料で、それは各巻共通して坂上郎女の伝承した資料だと言う。

(1)の巻三譬喩歌の部と、(2)の巻四と、(3)の巻八とは密接な関係にあり、私は、巻八と巻四とが同一資料から分離編纂されたという説は動かし難いとし、[注6] 巻三譬喩歌の部は巻四と直接結びつき、従って巻四を介して巻八とも結びついていることを論じたことがある。

巻三、四、八が原資料は一つだとしたら、この三つの巻に一首ずつ散在する「宛名のない恋文」三通は、もとは一つの資料にあった可能性が強い。そしてそれは他の家持歌とは全く別の資料であった。渡瀬昌忠氏はその資料を「大伴宿禰家持歌集」として想定する。[注7]

恋文がその相手も記さずに記録された。相聞歌をただ作者名のみ記録して、どんな相手に対してどのような場で作られたかに関心を示さない記録があったことになるが、これは特異な記録である。そしてその記録には巻末に家持歌が三首あるのみで、他には家持の歌は記されていなかったわけである。この記録が家持のものでないことは確かだろう。

この「宛名のない恋文」三通は何だろう。(1)について武田祐吉『全註釈』は、

いかなる事情のもとに詠まれたか不明であるが、ある女を手に入れようとして、困難な事情があり、わがものと定めておくだけに留める意味に歌っている。やや複雑な内容を、よく譬喩をもって描いている。

と評している。土屋文明『私注』には、

山菅を引いて我がものとしたいが、岩が堅いので引けないかも知れないといふのは、困難な事情のある恋愛をいつて居ると見えるが、全体の調子はのんきで、寧ろ遊戯的作歌の如く感ぜられる。

とあり、沢瀉久孝博士はこれに同感だと『注釈』にある。

(2)は頭から尻尾まで類型のある歌だが、佐佐木信綱『評釈』に「物思はぬものの譬喩に石木をもつて来たのは、聊か作者のはたらきといつてよい」とある通りである。窪田空穂『評釈』は「一般的な言い方」だとし、「凡作である」と評している。『全註釈』は、

類型的な歌であり、思想も憶良の作の影響を受けている。型によって作った歌というほかはない。

と評し、『私注』は「多分題詠であらう」と臆測している。類歌・類句の多い家持でも、これほど類型をそのままなぞった作品も珍しい。それだけに恋の苦しみの真剣味はない。

(3)について、窪田『評釈』は、

類歌の多いものである。正直に、素直に詠んでいるので、おのずからに気分の伴ったものとなり、人を頷かせるに足りる作となっている。

と評しているが、佐佐木『評釈』は「やや平板に近い感もないではない」と言い、『私注』はこれも「題詠の域を出ないもの」と言う。

家持の青春時代の前期の終り天平十年の頃に、「宛名のない恋文」は一体どんな真実を秘めているのだろうか。この三首の恋歌がどうして「宛名」を失って別種の資料に舅になったのだろうか。

三　安積皇子挽歌の意味するもの

家持はその青春時代のものとして、挽歌を十八首残しているが、これは二度のもので、一つは天平十一年六、七月の亡妾を悲傷、悲嘆したもの、もう一つは天平十六年二、三月の安積皇子挽歌である。また、この二つの家持の挽歌以外に、天平十年以後十六年までに挽歌の記載はなく、ただ十六年七月二十日作と記す名も知らぬ高橋某の亡妻悲傷歌を添えるのみである。

家持の亡妾悲傷歌群は、青木生子氏・伊藤博氏によって、人麻呂の泣血哀慟歌を先蹤とし、憶良の日本挽歌、旅人の亡妻挽歌群と継がれて来た「亡妻挽歌」の系譜の流れをうけて意識的に作られたと論じられている通りであるが、(注8)拙稿「大伴家持亡妻悲傷歌」(『万葉集を学ぶ』第三集)はそれら諸先学の論をうけて、その亡妻挽歌の系譜の延長線上に自己の作品を置くチャンス到来とその挽歌の創作を意識したのは、天平十一年六月に妻を失ったその時ではなく、月改まった七月であっただろうと述べている。

安積皇子挽歌は

十六年甲申春二月安積皇子薨之時内舎人大伴宿禰家持作歌六首

と題され、「右三首二月三日作歌」の左注を持つ長歌一首反歌二首(巻三・四七五～四七七)と、「右三首三月廿四日作歌」の左注を持つ同じく長歌一首反歌二首(同・四七八～四八〇)とから成っている。

長歌の冒頭が、

かけまくも　あやに恐し　言はまくも　ゆゆしきかも　わが大君　御子の命……

と荘重に歌い出される第一挽歌、同じように、

かけまくも　あやに恐し　わが大君　皇子の命……

と、やや省略された歌い出しの第二挽歌ともに、人麻呂によって作り上げられた宮廷挽歌を思わせる。六首全体にわ

たって、各句のことごとくと言っていいほど先人の詞句によっており、中でも日並皇子殯宮挽歌や高市皇子殯宮挽歌など人麻呂の宮廷挽歌に歌った詞句の模倣ぶりは甚しい。

青木生子氏は句毎に先行の類句・類歌を刻明に調査して表示され、[注9] これを宮廷挽歌ととらえ、家持が万葉末期に宮廷挽歌を歌った意味を考察された。[注10]

その歌われた場は、窪田空穂・山本健吉氏が「殯宮」の場を想像するのに対して、青木氏は安積皇子に殯宮は考えられないと否定し、第一挽歌は伊藤博氏の説による「三七日に行われた供養の場」に献じられた「公的な歌」であったと見るが、その「公的」とは「聖武の意図を含んで歌われたものでもなく、奏上の晴れがましさをもったものとも思われない。おそらくは皇子の遺族、県犬養広刀自たちに捧げられたものであろう」ということである。第二挽歌はさらに内輪の皇子の邸宅あたりで行われた追善供養の席で発表されたものと推定される。

青木氏に少し遅れて身崎寿氏は主としてその詠作の場を、やはりこの歌を「宮廷挽歌のうち、もっとも新しいもの」ととらえて、[注11] 第一挽歌は、「三七日」の忌日にあたり、恭仁京で斎会が修され、家持は内舎人として聖武の勅命ないしは官命によって派遣され、挽歌の奉呈をなしたものだと言う。橘諸兄の推挙などもあって皇子の死を悼む挽歌の制作・奉呈という大役が家持に与えられたのだと言う。これは第一級の公的な場である。第二挽歌は、恭仁京の故地で催された皇子を偲ぶ私的な集いで歌われ、皇子の生前を偲ぶ共通の体験を持つ藤原八束・市原王・家持らの「内わ」の集団の中で享受されたものだと言う。

第一挽歌が公的な歌で第二挽歌がより私的な歌であることは、青木氏・身崎氏ともに同じ判断であるが、その場については全く重なるところはない。

青木氏が「家持のこの宮廷挽歌の実体は何であるのか。これはいったいどういう場で発表され、どういう意義をもつものなのだろうか」[注12] と発問しているように、この挽歌がどういう場で歌われたかという問は、この挽歌の意味、この挽歌の実体を考えることなのである。

窪田空穂『評釈』に、第一長歌について「安積皇子の薨去、その葬儀の事の終わった後に、家持は難波の宮にあってその顚末を聞き、悲しんで作った形のもので、皇子に対しての挽歌ではあるが、柩の前で読んだものではなく、個

人として作ったものと思われる」とある。その判断の理由は確かでないが、その表現に家持の個人的な忠誠心の現われを見るからしい。第二長歌については「この長歌は、皇子の宮である久邇の宮に参り、殯宮に侍することもした際に作ったもので、悲しみの心を盡くして作ったものである」とある。

北山茂夫氏は、この二篇の挽歌はどちらも「親王の遺族に捧げたものであろう」と言っている。(注13) また「八束をはじめそのグループの人々にも提示したかもしれない」と言っている。氏は家持を親王の舎人とする説は疑わしいとし、第一挽歌について「家持は天皇に供奉して難波にゆき、そこに滞留していたであろう。親王の訃に接して、かれが恭仁京に赴きえたかどうかもすこぶる疑問である」と言い、第二挽歌については、二月二十四日から聖武天皇は紫香楽宮に行幸していることをあげ、家持が「内舎人として紫香楽行幸に従駕したとすれば、この間に、亡き安積親王のあとを慕って紫香楽から恭仁に赴くことがありえよう」と言い、「第二作は、その故地に臨んでのあらたな感慨をこめたものではなかろうか」と想像している。

山本健吉氏は、安積皇子の葬事に家持もたずさわったのであろうと推量するや、たちまち「するとこれは難波にいて個人として作ったもの（窪田空穂説）ではなく、恭仁京で公に作ったものである」と断じている。(注14)「日並皇子尊の殯宮の時における人麻呂のように、家持も殯宮で資人たちが奉仕する合唱の台本として、詞章をつらねたものとも想像できる」と言う。山本氏は「殯宮」を想定し、その期間は一年だったろうと言い、殯宮の所在はおそらく和束山の墓所と同所だろうとまで推測している。「殯宮」の推定に特に論拠は見られず、舎人合唱台本説も単に人麻呂の長歌を学んでいるところからの推測らしい。(注15)

神堀忍氏に諸説の整理があり、第一挽歌は、窪田・北山・山本・青木諸氏の説をまとめて「どちらかといえば、難波説が強く支持されるのではあるまいか」と自説を述べている。第二挽歌は、その長歌を「現地に立って、皇子の追憶に悲しみを新たにする」作だと言っているが、その反歌第一首に「活道の道の荒廃を嘆く」ところから、「現地」とは安積皇子のゆかりの活道の地をいうのであろう。

一体家持はこの荘重な挽歌をどこで、どんな立場で歌ったのだろうか。この挽歌はどういう意味を持つのだろうか。安積皇子挽歌とは何者か。そしてこの挽歌が歌人家持に何をもたらしたか。問題の次元はいよいよ高くなって私

の手に届かなくなる。私は私なりに次元の低い問題を追ってみるしかない。

青木氏はこの家持の安積皇子挽歌は「宮廷挽歌といえるものに属する」と言い、その論を「宮廷挽歌の終焉」と題された。私は家持の安積皇子挽歌をいわゆる「宮廷挽歌」と称することができない。青木氏が「…といえるもの」と書いたのもそこだろうと思う。

巻二に収められた人麻呂のいわゆる「宮廷挽歌」およびそれに類する同時代の歌人の「宮廷挽歌」は次の通りである。

日並皇子（殯宮）　柿本人麻呂（一六七～一六九）
河島皇子　柿本人麻呂（一九四、一九五）
明日香皇女（殯宮）　柿本人麻呂（一九六～一九八）
高市皇子（殯宮）　柿本人麻呂（一九九～二〇一）
弓削皇子　置始東人　（二〇四、二〇五）

持統・文武朝以来の皇子・皇女の薨去の記録は次の通りである。

持統三年四月十三日　草壁皇子※
持統五年九月九日　川島皇子※
持統十年七月十日　高市皇子※
文武三年七月二十一日　弓削皇子※
文武三年九月二十五日　新田部皇女
文武三年十二月三日　大江皇女
文武四年四月四日　明日香皇女※
大宝元年十二月二十七日　大伯内親王
慶雲二年五月八日　忍壁親王
和銅元年六月二十五日　但馬内親王

和銅八年六月四日　長親王
同　七月二十七日　穂積親王
霊亀二年八月十一日　志貴親王
神亀五年三月五日　田形内親王
神亀五年九月十三日　基親王
天平六年二月八日　泉内親王
天平七年九月三十日　新田部親王
同　十一月十四日　舎人親王
天平九年八月二十日　水主内親王
天平十三年三月二十八日　長谷部内親王
天平十六年閏正月十三日　安積親王

※印は「宮廷挽歌」がある。

人麻呂らの「宮廷挽歌」は明日香皇女のものを除けばあとは全部皇子たちで、その没年順に正しく収載されていることになる。巻二では高市皇子のあとに但馬皇女のものが挟まっているが、これは順序が誤っている。しかし但馬皇女のものは「宮廷挽歌」と言えるものではないので、今ははずしておきたい。明日香皇女殯宮挽歌が皇女のものとして珍しく、そこにも問題があるが、今は考え及ばない。

持統朝から文武三年までは皇子たちの薨去に際してはどなたにも公的挽歌が献呈された。ところがそれは文武三年の弓削皇子薨去の時を最後に終ったのである。大宝後は慶雲二年の、知太政官事三品忍壁親王にも、和銅八年の、弓削皇子の兄一品長親王にも、知太政官事一品穂積親王にも、挽歌は記されていない。わずかに志貴親王薨去の時に笠金村が挽歌を作ったが、これは知られる通り人麻呂時代の「宮廷挽歌」とは似ても似つかないものになっている。宮廷儀礼歌が、行幸従駕歌も皇子挽歌も歌われなくなってしまったのである。

行幸従駕の宮廷讃歌は聖武即位と同時に復活し、「神亀万葉」の中心となったが、それも聖武の皇太子基親王の夭

逝と共に消えてしまった。その基親王挽歌もなく、天平七年に相次いで没した知五衛及授刀舎人事一品新田部親王にも知太政官事一品舎人親王にも挽歌は残されていない。

安積皇子に聖武天皇の命による「宮廷挽歌」があろうはずはない。

安積皇子が薨ずる六年も前、天平十年正月十三日に、藤原光明子を母とする阿倍内親王が皇太子に立てられ、安積皇子が皇太子になる可能性は潰え去ったのである。そして天平十五年五月五日には、この皇太子阿倍内親王に天武以来伝統の五節の舞を天皇の御前に舞わせ、いわば日継の御子たることを天下に示しているのである。

身崎氏の、家持が難波から「特定の使命を帯びて」「恭仁京に派遣されていた」(注16)として、「その使命こそ、安積皇子への挽歌の奉呈であった」とする考えや、「皇子の死を悼む重要な挽歌の制作の機会が若き家持に与えられた」などというような場はありえない。

長歌の冒頭の「かけまくも　あやに恐し　言はまくも　ゆゆしきかも」の讃辞は、窪田『評釈』に「最上級のもので、一皇子に対しては過ぎるもの」と言った通りで、宮廷歌の伝統的・類型的表現だからこれでいいというものではない。

続いて「わが大君　皇子の命」と呼びかけることばも、青木生子氏の調査の通り、集中「皇子の命」は皇太子の尊称で、「一皇子安積をこのように最大級に呼んだ」のはやはり正常ではなく、「公的」には認められないだろう。

更に、その「皇子の命」が「万代に　めしたまはまし　大日本　久邇の都は」とは、草壁皇子の宮の舎人らの慟傷作歌二十三首の巻頭歌の、

高光るわが日の皇子の万代に国知らさまし島の宮はも（巻二・一七一）

と同趣であるが、草壁皇子は「日並皇子尊」であって、天下万民から即位が待たれていたという点が、安積皇子と大きく違うところで、安積皇子には久邇の都で天下を統治する可能性などほとんどなかった。これを『私注』の「皇子は皇太子ではないが、儀礼的な挽歌であるからこの句があるのであらう」と言って済ましてしまってはならないだろう。

第一長歌二十九句中の冒頭十句が余りに過ぎたる讃辞であること、皇位継承という重大極まりない事柄についての

事実の相違があること、「宮廷挽歌」の伝統は現実には存在しないこと、これらがこの挽歌が「公的」な作品ではないことの証拠ではないだろうか。

安積皇子挽歌は家持の独白のごとき叫びではないか。消えてしまった夢への悲痛な叫びではないか。第一長歌にも第二長歌にも、家持の夢が歌われているように思われる。

四　越中時代の詠作をめぐって

家持の越中時代は、天平十八年（七四六）八月始めから天平勝宝三年（七五一）八月五日まで、満五年であった。万葉集に家持自身の歌の記録は、巻十七の三九四三、天平十八年八月七日夜に国守館に集まって新国守着任歓迎の宴が開かれた、その宴席での歌に始まり、巻十九の四二五一、天平勝宝三年八月五日平旦都へ上る途につき、次官以下国司たちが見送りに同行し、射水郡の大領安努君広嶋の邸の門前の林の中に用意された餞別の宴での一首に終わる。家持の歌は更に上京の道中での作を加えねばならない。家持の歌が二二三首、周囲の人々の歌が一〇五首を数える。これを年別・月別に整理してみよう。表の算用数字が歌数で、括弧内はその中の長歌の数、上段の数字は家持自身の歌数、下段の数字は家持以外の人々の収録歌数である。

天平十八年	八月	6	8
	九月	3（1）	
	―		
	十一月	2	
	―		
天平十九年	二月	5（1）	
	三月	16（3）	5
	四月	13（3）	7
	五月		3

五月	8 (2)		
四月	26 (7)	8	
三月	38 (6)		
二月	1		
正月	2		
天平勝宝二年			
十二月	2	2	
(天平勝宝元年)十一月		4	
七月	3 (1)		
六月	3 (1)		
閏五月	11 (3)		
五月	25 (5)	1	
(天平感宝元年)			
四月	3	2※	
三月	7	3	
天平二十一年			
四月	2		
三月	10	24	
二月	11		
正月	4		
天平二十年			
九月	5 (1)	1※	

六月	1	2※	
九月	1	1	
十月	1	1	
十二月	1	2	
天平勝宝三年 正月	3	6	
二月	1		
四月	1	8	
八月	8（1）	1※	

※印は作歌月日、記録月日を確定できないもの。

天平二十年（七四八）二月の家持歌十一首は集中に作歌月日の記載はないが、配列のその前が正月二十九日作であり、この十一首で巻十七は終って、巻十八は三月二十三日田辺福麻呂の来越歓迎会とも言うべき宴に始まるところから、十一首全部を二月作と推定していいだろう。

天平二十一年三月の家持歌七首の中に、「詠二庭中牛麦花一歌一首」（巻十八・四〇七〇）に始まる先の国師の従僧清見の上京を餞する宴の日の歌、合計三首（四〇七〇～四〇七二）を数えているが、この三首は作歌年月がつまびらかでない。

この三首の前に配列されている歌は「四月一日、掾久米朝臣広縄之館宴歌四首」で、久米広縄は天平二十年中に朝集役として上京し、翌二十一年閏五月二十七日に帰任しているので、この四月一日は天平二十年である。

また、先の僧清見餞宴三首に続いては、三月十五日、十六日の大伴池主と家持との贈答が記されている（四〇七三～

四〇七九)。これらは天平二十一年とする説に従いたい。巻十七、十八ともに、天平十八年・十九年・二十年の年の変り目にはその新しい年号・年次の記載があるのに、ここはただ「三月十五日」「三月十六日」とある。天平二十一年正月・二月の記録が二十年四月以降の部分と共に脱落しているのであろう。天平二十年以降、越中時代に正月・二月の歌の記載のないのは、この二十一年のみである。岩波日本古典文学大系本解説に言うごとく、巻十八に大きな欠落があると思われる。

僧清見餞宴の日の歌三首の第二首は、

しなざかる越の君らとかくしこそ柳かづらき楽しく遊ばめ(四〇七一)

とある。柳を「かづら」にする歌は集中七首あるが、その季節はその歌われた地方によって多少異なるようである。

大宰府における帥大伴旅人邸の梅花の宴の歌の中に青柳を「かづら」にする歌と、梅と柳を折りかざす歌が合わせて四首ある。

梅の花咲きたる園の青柳はかづらにすべくなりにけらずや(巻五・八一七)

青柳梅との花を折りかざし飲みてののちは散りぬともよし(同・八二一)

梅の花咲きたる園の青柳をかづらにしつつ遊び暮らさな(同・八二五)

春柳かづらに折りし梅の花誰か浮かべし酒盃の上に(同・八四〇)

右は正月十三日のことであった。

巻十に、

大夫の伏し居嘆きて作りたる枝垂り柳のかづらせ吾妹(一九二四)

とあり、これは春の相聞の部に収載されている。

天平勝宝三年二月二日に越中の家持の館で宴した時、

君が行もし久にあらば梅柳誰とともにかわがかづらかむ(巻十九・四二三八)

の歌があり、その左注に「但し越中の風土にしては梅花柳絮は三月に初めて咲くのみなり」とある。越中では筑紫より遅れるのは当然であるけれども、柳の「かづら」は越中でも三月、春であった。

僧清見餞宴の日の、柳を「かづら」にする歌四〇七一は四月以後の歌ではない。この僧清見餞別の宴は天平二十一年三月の上旬と考えたい。

その宴の第一首四〇七〇の題詞「詠二庭中牛麦花一歌」の「牛麦花」は、「花」字を含めて「なでしこ」と訓むべきではないだろうか。歌は、

一本のなでしこ植ゑしその心誰に見せむと思ひそめけむ（巻十八・四〇七〇）

なでしこの「花」は目前に見られないのであって、その「花」が見られる頃には僧清見がここ越中に居ないことを嘆くことによって別れを惜しむ心を歌ったのである。「庭中」に見えるのは、まだ花をつけるには遠い、春の「なでしこ」であっただろう。

家持の越中時代の歌は、家持の歌日誌とさえ言われる巻十七・十八・十九に収められているのだが、これが家持の越中時代の詠作のすべてそのままでないことは言うまでもない。記録もれがあるに違いない。先に記したように家持自身の歌で作歌月日の記載のないものが少なくない。言うまでもなく完璧な歌日誌ではなかったのである。意識的に削ったものもあるだろう。また巻十八巻頭近くに「前件十首歌者廿四日宴作之」と注しながら、歌は四〇三六から四〇四三まで家持歌二首を含めて八首しか記されてなく、同じく続いて「前件十五首歌者廿五日作之」と注しながら、歌は四〇四六から四〇五一まで家持歌二首を含めて六首（その前の同日作の道中馬上口号二首を含めても八首）しかない。また家持の、姑坂上郎女に報える歌に「所心三首」と題しながら四〇八二・四〇八三の二首しかなく、次の四〇八四は「別所心一首」とあって、これは先の「所心三首」とは別になっている。ここには家持の作品の脱落がある。これは巻十八に収録されていたはずの天平二十年四月以降二十一年二月までの十か月間の空白とともに、巻十八自身の欠落によるものに違いない。

このように脱漏や欠落があるにもかかわらず先のような統計的な表を作ることは、数字が確かなものに見えるだけに世をまどわす罪作りをしかねないのだが、私達はやはり残されてあるものをもとに物を言う以外にない。ただいつも、それが不完全なものであることを知っていなければならない。また、月別表などというものは、月ごとにまとめるために、月が変ると歌の相まできっぱりと変るがごとき取り扱いをしているが、実際には前の月から次の月へ続く

一連の作品も多いことは言うまでもない。

家持の越中時代の歌がどのように歌われたか、私達はやはり前掲の表に依らざるをえない。表は、すでに言われていることだが、年により、季節により、月によって家持の詠作にはげしい片寄りがあることを示している。その片寄りは何によって起こったものか。越中において、家持はいかなる時に多くの歌を作っており、いかなる時に歌が乏しいか、あるいは全く無いか。その原因は何か。越中において家持に歌を作らせたものは何か。それがこれから論ずべき問題である。

問題はおそらく無限にあり、私が手懸けているテーマでもなお幾つも残しているけれども、無計画に書き始めたためにもう述べる余裕がない。特に家持使用句頻度調査に基づく類句考、家持と万葉集編纂の問題などは、家持への視点として欠かせぬものではあるが、割愛させていただく。

注

1 五味智英「家持論の展望」(「国語と国文学」昭和二七年一〇月号)

2 拙稿「大伴坂上大嬢と家持」(『五味智英先生古稀記念上代文学論叢』所収、昭和五三年一一月)

3 中西進「原万葉—巻一の追補—」(「美夫君志」七、昭和三九年六月)、「感愛の誕生—万葉集巻二の形成—」(「国語国文」昭和四一年四月号)、「古代宮廷歌の終焉—万葉集巻三の形成—」(「成城学園五十周年記念論文集」昭和四二年五月)、「晴への願い—万葉集巻四の形成—」(「成城文芸」四五号、昭和四二年一月)、「万葉集巻六の形成」(「国語と国文学」昭和四〇年六月)、「新万葉集の出発—万葉集巻八の形成—」(「国語国文」昭和四二年五月)、「愚の世界—万葉集巻十六の形成—」(「国語国文」昭和四二年五月)など。その法則は「万葉集の編纂原理」(「成城国文学論集」五号、昭和四七年四月)にまとめられている。

4 伊藤博『万葉集の構造と成立上』一八八頁。

5 中西進「晴への願い—万葉集巻四の形成—」(「成城文芸」四五号、昭和四二年一月)

6 拙稿「万葉集巻八と巻三・四・六—その共通作者と重出歌—」(「国語と国文学」昭和四四年一〇月号)

7 渡瀬昌忠「人麻呂歌集非略体歌における季節分類—万葉集巻八への投影—」(「万葉」六七号、昭和四三年五月)

8 青木生子「亡妻挽歌の系譜」(「言語と文芸」七四号、昭和四六年一月)、伊藤博『万葉集の歌人と作品下』二五五頁。

9 青木生子「大伴家持の安積皇子挽歌」(「日本女子大学紀要文学部」二四号、昭和五〇年三月)

10 青木生子「宮廷挽歌の終焉—大伴家持と安積皇子挽歌—」（「文学」昭和五〇年四月号）
11 身崎寿「安積皇子挽歌試論」（「万葉」九〇号、昭和五〇年一二月）
12 注10に同じ。
13 北山茂夫『大伴家持』（昭和四六年九月）四七六頁から。
14 山本健吉『大伴家持』（昭和四六年七月）一三一頁から。
15 神堀忍「安積皇子挽歌」（『万葉集を学ぶ』第三集、昭和五三年三月）
16 注11に同じ。

〔付記〕小稿は近刊予定の拙著『大伴家持研究』（笠間書院刊）に収めるべき、付録の一編として書き始めたものであるが、収載するに至らず、本誌に載せた。問題点を示すだけに終っていることをお詫び申し上げる。